

資産管理事務

(3) 行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
枚方なぎさ高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けている使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書を提出しなければならないが、使用期間満了後も引き続き使用させている土地について、使用許可の更新手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 646 1780 865"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)</td> <td>枚方市公共 下水道管(雨水)埋設</td> <td>免除</td> <td>H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、平成30年4月1日以降も使用させているが使用許可の更新手続を怠っていたものである。</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31	<p>検出事項について、速やかに所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【行政財産使用許可書】 第4 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書(大阪府公有財産規則様式第4号)を提出しなければならない。</p>	<p>使用者から行政財産使用許可申請を受け、使用許可の更新を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間									
土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31									

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月3日)

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
堺工科 高等学 校	<p>下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の 手続を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="332 533 1279 674"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> <tr> <td>道路標識</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	備考	カーブミラー	1	敷地上空の占有	道路標識	1	敷地上空の占有	<p>検出事項について、速やかに設置者を特定し、 改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を 行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理 を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない 限度においてその使用を許可することがで きる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において 管理し、適正かつ効率的に運用しなければな らない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該 当する場合は、法第238条の4第7項の規定 により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利 用する者等の福利厚生のための施設の用 に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研 究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的 のために行われる講演会、研究会等の用に 短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知 事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急 施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共 団体において公用又は公共用に供する とき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認め られるとき。</p> </div>	<p>占有物件については、所有者を特定したうえで協議を 行い、以下のとおり対応した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1994 571 2742 737"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>所有者</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>堺市西部地域 整備事務所</td> <td>敷地外へ移動</td> </tr> <tr> <td>道路標識</td> <td>堺警察署</td> <td>敷地外へ移動</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	所有者	対応	カーブミラー	堺市西部地域 整備事務所	敷地外へ移動	道路標識	堺警察署	敷地外へ移動
物件名	数量	備考																			
カーブミラー	1	敷地上空の占有																			
道路標識	1	敷地上空の占有																			
物件名	所有者	対応																			
カーブミラー	堺市西部地域 整備事務所	敷地外へ移動																			
道路標識	堺警察署	敷地外へ移動																			

		七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月20日）